2018 年度
日本法哲学会
学術大会・総会　案内

日　時　　2018 年 11 月 10 日（土）・11 日（日）
会　場　　東京大学 本郷キャンパス（ 東京都文京区 ）
受付：　11 月 10 日・11 日　法文１号館　１階　会場教室前
会場：　11 月 10 日　法文１号館　１階　21 番教室、22 番教室
11 月 11 日　法文１号館　１階　22 番教室
統一テーマ　「 法多元主義 —— グローバル化の中の法 」

１　プ ロ グ ラ ム

1.1　第１日　午　前　の　部　〈個別テーマ報告〉

｜Ａ 分 科 会　（ 法文１号館　１階 21 番教室 ）

9:00 ～ 9:45　松田　和樹 （ 東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC1 ）
「 ポスト婚姻制度の「家族法」を構想する
：特に成人同士の共同生活に注目して」

9:50 ～ 10:35　西迫　大祐 （ 明治大学助教 ）
「 19 世紀イギリスにおける反公衆衛生運動と自由 」

10:40 ～ 11:25　菊地　諒 （ 京都工芸繊維大学非常勤講師 ）
「 進歩主義の時代における自由の変遷
—— R.L. ヘイルの議論を中心に 」

11:30 ～ 12:15　松田　恵美子 （ 名城大学 ）
「 大正期フェミニズムの視点から「現実の人」分析と法へ 」

｜Ｂ 分 科 会　（ 法文１号館　１階 22 番教室 ）

9:00 ～ 9:45　田畑　真一 （ 千葉大学非常勤講師 ）
「 コミュニケーション的行為と法
—— ハーバーマス法・政治理論の基礎構造 」

9:50 ～ 10:35　永石　尚也 （ 一橋大学特任講師 ）
「 制裁・法執行の緩和とその統制原理 」

10:40 ～ 11:25　古澤　美映 （ 千葉大学特別研究員 ）
「 日米の判例から見た動物保護の法的問題と今後の課題
—「物」と「人」との狭間で— 」

11:30 ～ 12:15　折橋　洋介 （ 広島大学 ）
「 行政による死因調査の位相 」

1.2　第１日 午 後 の 部　〈 ワ ー ク シ ョ ッ プ 〉

｜Ａワークショップ　（ 法文１号館　１階21番教室 ）

「 動物権利論の展開 」

開催責任者：浅野　幸治（ 豊田工業大学 ）

13:30 ～ 15:10　　第１部

司会：三上　正隆（ 愛知学院大学 ）

浅野　幸治（ 豊田工業大学 ）

「 全体の趣旨説明 」

浅野　幸治（ 豊田工業大学 ）

「 動物権利論と捕食の問題 」

鬼頭　葉子（ 長野工業高等専門学校 ）

「 動物に対する正義は可能か？ 」

指定質問者① 嶋津　格（ 獨協大学 ）

指定質問者② 青木　人志（ 一橋大学 ）

総合討論

15:10 ～ 15:20　　休憩

15:20 ～ 17:00　　第２部

司会：鬼頭　葉子（ 長野工業高等専門学校 ）

久保田　さゆり（ 千葉大学特別研究員 ）

「 動物の法的権利と道徳的権利――哲学的議論の役割 」

三上　正隆（ 愛知学院大学 ）

「 動物虐待関連犯罪の保護法益 」

指定質問者① 嶋津　格（ 獨協大学 ）

指定質問者② 青木　人志（ 一橋大学 ）

総合討論

全体の総括：浅野　幸治（ 豊田工業大学 ）

｜Ｂワークショップ　（ 法文１号館　１階 22 番教室 ）

「 法多元主義と近代アメリカ法、法思想 」

開催責任者：戒能　通弘（ 同志社大学 ）

司会：戒能　通弘（ 同志社大学 ）

13:30 ～ 15:10

戒能　通弘（ 同志社大学 ）

「 企画趣旨説明 」

大久保　優也（ 千葉商科大学 ）

「 アメリカ法形成期における「超国家法」／「国家法」としての constitution（仮） 」

清水　潤（ 白鴎大学 ）

「 世紀転換期アメリカの法思想：超国家法から国家法へ（仮） 」

椎名 智彦（ 青森中央学院大学 ）

「 異質な規範秩序間の調停装置として陪審 」

勝田 卓也（ 大阪市立大学 ）

「 コメント 」

15:10 ～ 15:20　　休憩

｜Ｃワークショップ　（ 法文１号館　１階 22 番教室 ）

「 移民正義論の今日的課題――移民の社会統合と「デモス」の範囲 」

開催責任者：横濱　竜也（ 静岡大学 ）

15:20 ～ 17:00

西山　隆行（ 成蹊大学 ）

「 アメリカにおける移民の社会統合をめぐる政治 」

横濱　竜也（ 静岡大学 ）

「 移民の社会的包摂の規範理論へ向けて――平等論の再検討を通して 」

井上　彰（ 東京大学 ）

「 移民とデモクラシー――移民の投票権をめぐって 」

討　論

1.3　第１日　午　後　の　部　〈総会〉　（法文１号館　１階22番教室）

17:10 ～ 17:40　ＩＶＲ日本支部総会

（１）　会計・会務報告

（２）　第1回 IVR Japan 国際会議について

（３）　第29回 IVR 世界大会（ルツェルン）について

（４）　IVR日本支部支部長・運営委員の改選について

（５）　その他

日本法哲学会総会

（１）　会計・会務報告

（２）　２０１８年度法哲学年報編集について

（３）　２０１９年度学術大会について

（４）　その他

18:00 ～ 20:00　　懇　親　会　（医学部教育研究棟13階　カポ・ペリカーノ）

1.4　第 2 日午前の部　〈統一テーマ報告〉　（ 法文１号館　１階 22 番教室 ）

9:00 ～ 9:20　浅野　有紀（ 同志社大学 ）
「 統一テーマ企画「法多元主義―グローバル化の中の法」提題趣旨 」

9:20 ～ 9:55　原田　大樹（ 京都大学 ）
「 行政法学からみた法多元主義 」

9:55 ～ 10:10　松尾　陽（ 名古屋大学 ）
「グローバル・ガバナンスにおける多元的な秩序形成の在り方とその意義―原田報告へのコメント」

10:10 ～ 10:45　小塚　荘一郎（ 学習院大学 ）
「 私法・金融法における法多元主義 」

10:45 ～ 11:00　山田　八千子（ 中央大学 ）
「 「法多元主義」における私的規範生成の在り方
― 小塚報告へのコメント ― 」

11:00 ～ 11:15　休　憩

11:15 ～ 11:50　郭　舜（ 早稲田大学 ）
「 法多元主義という問い―国際法からの眺め 」

11:50 ～ 12:05　江島　晶子（ 明治大学 ）
「法多元主義と国際人権保障（国際人権法からのコメント）－人権保障における多元的・非階層的・循環的システム構築の可能性－」

1.5　第 2 日午後の部　〈統一テーマ報告およびシンポジウム〉
（法文１号館　１階 22 番教室）

13:20 ～ 13:55　近藤　圭介（ 京都大学 ）
「 グローバル法多元主義と「法の衝突」の問題（仮） 」

13:55 ～ 14:10　西谷　祐子（ 京都大学 ）
「 近藤圭介先生のご報告に対するコメント 」

14:10 ～ 14:35　長谷川　晃（ 北海道大学 ）
「 総括コメント 」

14:35 ～ 15:05　休　憩

15:05 ～ 17:00　シンポジウム「 法多元主義―グローバル化の中の法 」
司会　浅野　有紀（ 同志社大学 ）、濱　真一郎（ 同志社大学 ）

17:00　閉会の辞　日本法哲学会理事長　森村　進（ 一橋大学 ）

２ 会 費 納 入 の お 願 い

普通会員の年会費は6,000円（ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は3,000円）となっております。会員の皆様への会費請求額は、この冊子を封入した封筒に貼付してある宛名シールの下段に記載することとなりました。同封の「日本法哲学会 2018 年度会費のお支払いについて」をご参照の上、ご確認ください。会費は、同封振込用紙にてお振り込みください。なお、学術大会・総会にご出席になる場合には、会費の納入が確認できた会員には会場受付にて『法哲学年報』をお渡しすることができます。（学術大会直前に会費を振り込まれた場合、事務局による会費納入の確認が間に合わないこともありますので、会場受付にて『法哲学年報』をお受け取りになりたい場合は、振込を証明する書類を学術大会受付にご持参ください。）

３ 担 当 校 か ら の ご 案 内

3.1 学術大会・総会会場

東京大学　本郷キャンパス　〒113-0033 東京都文京区本郷 7 - 3 - 1

受付：　法文 1 号館　1 階　会場の教室前

会場：　法文 1 号館　1 階　以下の教室

11 月 10 日：

21 番教室 : A 分科会（午前）、A ワークショップ（午後）

22 番教室 : B 分科会（午前）、B ワークショップ、C ワークショップ（午後）、総会（夕刻）

11 月 11 日：

22 番教室 : 統一テーマ報告およびシンポジウム

＊会場へのアクセスについては、本案内末尾の地図をご覧ください。

3.2 懇親会

日時 : 11 月 10 日 18 : 00～20 : 00

会場 : 医学部教育研究棟 13 階　カポ・ペリカーノ　Tel 03-5841-1527

会費 : 5,000 円（学生は 4,000 円）

＊会場は、本案内末尾の地図をご覧ください。

3.3 昼食

会場担当校では手配しません。本郷通り沿いには飲食店がいろいろあります。

学内食堂は複数ありますが、改修中で使えないものもあります。

11 日（日）は閉店する店もありますが、開いている店もあり、コンビニも多くあります。

昼食のための飲食店についての情報は、大会当日に提供します。

3.4 宿泊

各自でご手配ください。都内には無数のホテルがあります。

ただ、海外からの旅行客も急増しているので、早めの予約をお勧めします。

４　一時保育について（2018年度日本法哲学会学術大会　一時保育実施要領）

日本法哲学会では以下の要領で大会期間中（懇親会時は除く）の一時保育を実施いたします。ご希望の方は，以下の内容について十分ご理解のうえ，お申込みをお願いいたします。

4.1 開設日時

2018年11月10日（土）8:30-18:30
2018年11月11日（日）8:30-17:30

4.2 開設場所

東京大学本郷キャンパス内の一室

4.3 保育形態

株式会社タスク・フォース（http://www.taskforce-pr.biz/event/）に依頼し，同社の保育スタッフが保育を行う予定です。（依頼先の最終確定は子どもの人数確定後となります。）

4.4 対象となる子ども

会員の生後6か月から9歳までの子ども

4.5 利用料金

子ども1人，1日につき，3,000円。

4.6 お申し込み方法

ご利用希望の方は，託児担当までメールでご連絡ください。折り返し，利用申込書をメール添付でお送りいたしますので，署名欄以外の箇所をご記入後，10月31日（水）までにメールでお申し込みください。（署名した利用申込書は学会当日ご提出ください）。担当から返信がない場合には，メールが届いていないことが考えられますので，お手数ですが，お電話でご連絡ください（連絡先は末尾参照）。

4.7 当日ご持参いただく物

① 保護者の身分証明書（運転免許証，健康保険証，母子手帳など）
② 保育に必要な物（持ち物は全て記名してください）　昼食，飲み物（お茶，ミルク等），おやつ，食事用おしぼり，タオル，お昼寝用バスタオル，着替え一式，汚れ物を入れるビニール袋2，3枚など。
③（必要な場合）おむつ，おしりふき，食事用エプロンなど。

4.8 昼食・授乳

① 保護者の方は，ご自身の昼食をお持ちになって，お子さまと一緒に保育室で昼食をとることもできます。
② 大会時間中の授乳をご希望の方は，保育室をご利用できます。利用希望を申込書でお知らせください。

4.9 お願い

① 当日お熱のある場合（37.5度以上）や体調不良（感染症を含む）の場合，また集団保育に適さないと判断した場合はお預かりできない場合があります。
② 保育中の投薬は致しかねますので，ご了承下さい。
③ お預け・お迎えともに時間厳守でお願いします。お迎えの方がお預けの方と異なる場合，お預け時にお申し出ください。また，その際には，お迎えの方に身分証明書をご提示いただきます。

4.10 緊急の場合

急な発熱やけがなど，緊急時には保護者の方の携帯電話へご連絡いたしますので，その際は迅速なご対応をお願いします。

4.11 保 険

① 株式会社タスク・フォースが担当する場合：同社は保育中の事故に備えて賠償責任保険（ベビーシッター業総合補償制度，幹事保険会社：三井住友海上火災保険，対人補償：子ども 1 名に対し 1 億円，事故に対し期間中最大 5 億円，対物補償：1 事故に対し期間中最大 500 万円）に加入しており，保育室利用中の万が一の事故の際は，当該保険適用範囲内で対応いたします。また，万が一の場合に備えて，利用者ご自身でも，お子さまの傷害保険に加入されることを強く推奨いたします。ご協力をお願いいたします。

② 他社が担当する場合：申込者に個別にご案内します。

③ 日本法哲学会及び開催校である東京大学は保育中の一切の事故の責任を負いかねますので，あらかじめご了承下さい。

4.12 キャンセルの場合

お子様の体調不良等，やむを得ぬ事情によるキャンセルの場合は，速やかに託児担当までご連絡ください。保育スタッフの人数を確定するため，11 月 1 日以降のキャンセルはなるべくご遠慮ください。

4.13 申込書送付ならびに問い合わせ先

申込書の送付ならびに一時保育についてのお問い合わせにつきましては，以下の一時保育担当までお願いいたします。

足立英彦会員（金沢大学）hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp，076-264-5383

５　お問い合わせ先

5.1 会場担当校

東京大学大学院法学政治学研究科　井上達夫研究室

〒113-0033 東京都文京区本郷 7 - 3 - 1

学術大会専用メールアドレス：　jalp2018todai@gmail.com

5.2　日本法哲学会事務局

〒380-8544 長野市西長野 6 のロ　信州大学教育学部　関 良徳研究室内

日本法哲学会　　Tel：026-238-4093

E-mail:　secretariat@houtesugaku.org　　http://www.houtetsugaku.org/

６　資料コーナーについて

本学術大会では、会員のための資料コーナーを設けますので、資料の配付をご希望の会員は、日本法哲学会事務局まで氏名と配布物を届けて下さい。なお、当該会員は、配布について全般的な責任を負うこと、また、金銭の授受を行わないこととなっております。

学術大会・総会のご出欠、懇親会のご出欠について、同封の出欠葉書にて１０月１９日（金）までにお知らせ下さい。

〈個別テーマ報告〉

｜A分科会

ポスト婚姻制度の「家族法」を構想する
：特に成人同士の共同生活に注目して

松田　和樹（ 東京大学大学院・
日本学術振興会特別研究員 DC1 ）

フェミニズムにとって、婚姻／家族制度は大きな問題であり続けてきた。伝統的なリベラルな理論家たちは、政治的権力から家父長権力を切り分けた上で、家父長制家族を「自然」と見做しこれに従って女性の「自然本性」を定義することで、女性を公的領域から排除するとともに家族内で男性家長がその他構成員を支配することを正当化してきたからである。これに対してフェミニズムは、家族をめぐる諸権力もまた政治的なものであると指摘し、これらの諸権力も平等や正義のような諸原理で統制されるべきであると主張してきた。そしてこうした諸原理に基づいて家族法を編成するなら、人々が追求／形成する多様な関係の内で特定の関係――例えば二者間の性愛に基づく結合――のみを善き家族として特別扱いする婚姻制度を廃止しなければならないとフェミニズムは主張してきたのである。例えばマーサ・ファインマンは、婚姻制度の廃止を擁護した上で、成人間の共同生活については契約アプローチを採用し、ケア関係を核とする形で家族法を再編するべきであると主張した。

とはいえ、婚姻制度が廃止された後も、わたしたちの中にはその人生の一時期において他者と共同生活を営む人々もいるであろう。共同生活にまつわるニーズとして考えられるものもあるかもしれない。このニーズは婚姻制度から排除されてきた人々の声の中に現れているようにも思える。同性婚合法化を求めてきた人々は、例えば病院が患者の同性パートナーを家族として扱わないことや、同性パートナーの死後に自身が財産を安全に受け継ぐことができないことにまつわる不利益の解消を求めて同性婚を要求してきた。婚姻制度を廃止すべきであるとしても、共同生活を送る人々のこうしたニーズが充足されない状況を法が放置するべきではない。では、法はこうした要求にいかに応えるべきであろうか？　婚姻制度廃止論者は、他者と共同生活を送らない人々との平等に留意しつつ、この問題に応えていかなければならない。

また、共同生活の営む当事者間での権力格差の問題や、「逸脱的」な共同生活を営む人々とこの人々を排除しようとする多数派との間での権力格差の問題にいかに対応するかも、問われるであろう。法が共同生活のルール形成を当事者間の合意に委ねるべきであるという主張は、ラディカル・フェミニズムが契約をめぐって論じてきたこと――つまり、契約は私的な諸権力が跋扈する状況を法が放置する隠れ蓑に過ぎないというもの――にいかに応えるのか？　あるいは、契約の自由を盾として患者の同性パートナーに「家族」としての資格を認めない病院のように、私的結社が自身の（差別的にも見える）信条に従って「家族」を定義する行為に対して、法はいかに対応するべきであろうか？

以上の問題を念頭に置きつつ、本報告では、特に成人同士の共同生活に注目して、法がこれをいかに関わっていくべきかを考える。

19 世紀イギリスにおける反公衆衛生運動と自由

西迫　大祐（ 明治大学助教 ）

本報告は、19 世紀イギリスの反公衆衛生運動を手がかりとして、公衆衛生と自由の衝突という問題を考察する。18 世紀末に成立した公衆衛生は、つねに人々の反感を買ってきた。現在でも、健康増進のための助言に対して「健康ファシスト」「過保護国家」などの非難が浴びせられることがある。こうした非難に対して、公衆衛生学者たちは問題が大衆の無知にあり、正しい医学知の普及が必要であると提言してきた。

しかしミシェル・フーコーは、「社会医学の誕生」（『ミシェル・フーコー思考集成Ⅵ』所収）と題された講演において、公衆衛生に対する反感が、単なる大衆の無知によるものではなかったと述べている。フーコーによれば、19 世紀のイギリスの社会医学の目標は、豊かな者と貧しい者とのあいだに検疫警戒線を引くことであり、貧者への無料の医療サービスの充実によって、富者への感染を防ぐことが目的であった。したがって、公衆衛生は貧者を医療的に管理・統治するシステムだったのであり、庶民の反発はこの医療的管理への政治的闘争として捉えるべきだという。本報告も、このフーコーの見取り図に則って、反公衆衛生運動を、一般的に考えられているような疑似科学に騙される民衆の運動ではなく、権力への抵抗、および自由の実践として理解する。

本報告では、①医学的な知と権力の制度がどのように機能していたのか、②その権力への抵抗としての自由とは何だったのか、という二点について歴史的な分析を行う。

第一に、イギリスの公衆衛生的な統治を歴史的に分析する。コレラ、チフス、梅毒、結核の流行や、人口減少などの問題に対応するため、1870 年以降、国家的な健康管理（健康診断、予防接種、申告の義務化など）が進められ、1875 年の公衆衛生法改正は、公衆衛生に関する強い権限を行政に与えることになる。こうした公衆衛生的統治の強化がいかにして進められ、人口の統治のテクノロジーがどのように発達していったのかを確認する。

第二に、公衆衛生的統治のテクノロジーに反対する運動がどのように展開されたのかを明らかにする。1854 年にコレラの脅威がロンドンに迫るなかで、『ロンドン・タイムズ』紙は「脅されて健康になるより、コレラの偶然に賭けるほうを選ぶ」という記事を掲載した。また、JS ミルは 1864 年の感染症予防法について、女性のみにスクリーニング検査を強制するこの法が自由への侵害であると公聴会で証言した。こうした例や、反ワクチン運動にみられるように、衛生的統治への反発は自律や自由を軸として展開されていた。そこに賭けられていた自由や自律とは何だったのか、その抵抗運動がどのように実践されたのかを分析する。

進歩主義の時代における自由の変遷 —— R. L. ヘイルの議論を中心に

菊地　諒（ 京都工芸繊維大学非常勤講師 ）

おおむね 1890 年代から 1930 年代にかけて、アメリカに「進歩主義の時代（Progressive Era）」が到来した。南北戦争（1861-1865）以降、アメリカでは急速な工業化が進み、その生産力が飛躍的な増大を見せた反面、農民や労働者の間では深刻な経済的不安が蔓延していた。資本の集中が進行し、近代的形態の産業トラストが次々と設立され、20 世紀に入って金融トラストが発達すると、巨大な独占資本が確立された。一方で、南北戦争後のデフレ政策により農産物の価格は下落し、農民たちは高運賃の運搬業者や農産物の中間業者からの搾取に苦しんだ。土地に抵当権を設定して設備資金を借りていた農民は、金利支払いに悩まされることとなった。また、工業化によって生産過程の機械化が進んだことで、低賃金で働くヨーロッパからの移民労働者に対する需要が高まり、これまで熟練の労働力として重宝されていた労働者たちはその生活を脅かされた。不況の波が労使対立をあおり、各地でストライキが頻発した。労働組合の結成が進み、1900 年前後にはアメリカ労働総同盟（AFL）が最盛期を迎えた。思想の面では、H.ジョージに代表される急進的な「社会主義」が広く支持されるようになった。かかる動乱の時期は、「進歩主義」的な運動が覚醒し、経済的安定を確立するための社会改革が試みられた時期と重なっている。

この「進歩主義の時代」のアカデミックな動向の一つとして、法学および経済学の分野で laissez faire を批判する議論が沸き立ったことが挙げられる。アメリカ資本主義社会の存続が疑問視される中で、コモン・ローを重視する立場から、コモン・ローを認めつつ立法も活用する立場へ、または市場を信頼する立場から、市場を認めつつ積極的な経済規制にも取り組む立場へ、徐々に重心が移行していった。本報告は、この時期の法学と経済学が laissez faire に対してパラレルな形で攻撃を仕掛けた点に着目し、両者の間で橋渡しを行ったとされる R.L.ヘイル（1884-1969）の議論を軸として検討するものである。ヘイルは W.W.クック、L.グリーン、H.オリファントら「リーガル・リアリズム（Legal Realism）」の法学者と問題意識を共有し、形式的・機械的な操作によって判決を導出できるという考え方を否定する。また彼は、市場を支えるものとしての法制度の分析を行ったが、これは J.M.クラーク、C.E.エアーズら同時代の複数の「制度学派（Institutionalism）」の経済学者の動きと重なっている。「進歩主義の時代」は、ヘイルに限らず法学と経済学の双方で、両者を結びつけて論じようとする動きが高まった時期であり、この運動は「最初の法と経済学」と呼ばれているが、その一つの結節点には「自由（liberty）」概念の変遷があった。本報告は、ヘイルが行った「自由」批判を参考にしつつ、法学においては「リーガル・リアリズム」、経済学においては「制度学派」における議論を中心的に検討することで「最初の法と経済学」運動の全体像を描くとともに、その思想史的な位置づけの提案を試みるものである。

大正期フェミニズムの視点から「現実の人」分析と法へ

松田　恵美子（ 名城大学 ）

現在我々は西欧近代型の法制度の下に生きている。ただ時代の要請、社会の変化に応じ法制度は常に変化を続けている。変化の要求を基礎づける様々な思想潮流もしばしば登場するが、大きなものとしてポストモダンが登場した。その大きな流れの中にある一つのものとしてフェミニズムがあり、我々はこのフェミニズムの法律学に与える影響を考えないわけにはゆかないであろう。

フェミニズムと近代法制度は当初から無関係でなかったとも言える。「近代」の開始とともにフェミニズムの第一波が生じている。日本においても「近代」、「近代法制度」を導入する明治以降、フェミニズムに繋がる動きが始まる。

本報告では、まず大正時代の女性たちの議論に見られるフェミニズムへの視点を確認するために、明治末から大正初頭（1911 年 9 月―1916 年 2 月）にかけて刊行された『青鞜』上の女性たちの議論と、『青鞜』休刊後も続く女性たちの論争の一つ母性保護論争を取り上げる。そこには今の議論に繋がる問題への視点が既に見られる。その点を見た上で、当時の女性たちが未だ感覚的に捉えているのみであった、社会の中にいつの間にか構築された目に見えない抑圧構造の存在を暴いた現在のフェミニズムの論ずるところを見てゆく。

今や男と女の性的差異と思い込まれていたものの欺瞞性を暴き出すだけでなく、人間が生来持つ抑圧性を問う理論へと深化したフェミニズムが示したことの一つは、一人の人間はもはや一つの確立された個体とは言えず断片の集積と捉えられ、この発想の下で「主体」も再考されねばならないということであった。再考された「主体」は自律的や自立的或いは理性的とはおよそ言えないもの、つまり「近代」が前提とした「自律的主体」とは言えないものであった。

ところで非常に興味深いことに、法律学では「近代」から漏れ落ちたものへと目が向けられた時に、「近代」が前提とする「自律的主体」と対置される「物語的主体」が主張されており、この「物語的主体」がフェミニズムの「主体」像とまさに重なるのである。この「物語的主体」であるが、「近代」が前提とする「合理的な人」ではなく、「現実の人」に基づいたものであるのは明らかである。周囲との関係性の中にあり、他者との相互作用、それゆえの内面的葛藤で揺れ動き、その中でようやく「自己決定」をする「現実の人」である。「現実の人」を基点に法制度を考える発想が生まれていた。

ところが近年視角も分析手法も全く異なるが、行動経済学でも「現実の人」に焦点を当てており、この点を踏まえて法制度を検討する動きも登場している。このもう一つの「現実の人」分析では数式やグラフを用いて人の一般行動傾向が示されている。「近代」の問い直しの動きの中で「現実の人」が問われることになり、さらにそれが複数の視角・手法で行なわれているのがまた興味深い。そこでこれらの「現実の人」分析が、法制度を考えるためにどのような形で関わってくるのかを考えてみたい。

コミュニケーション的行為と法 —— ハーバーマス法・政治理論の基礎構造

田畑　真一（ 千葉大学非常勤講師 ）

ハーバーマスが『事実性と妥当性』において自身の法・政治理論を本格的に展開し、そこで『コミュニケーション的行為の理論』以来の法概念理解が転換されたことは、これまでもいくつかの研究で論じられてきた。この転換によって、法は社会統合の阻害要因から不可欠な媒介へと真逆の評価を受けることになる。しかし、「コミュニケーション的行為を中心とする彼の行為論と捉え直された法との関係をどのように理解すべきか」という問題は未だ残されたままである。『コミュニケーション的行為の理論』において法に媒介された行為は、基本的にコミュニケーション的行為ではなく、戦略的行為に区分されていた。こうした理解は、法を社会統合の阻害要因として理解する上では問題ないが、社会統合の不可欠な媒体と理解する際には問題含みのものとなる。本報告は、コミュニケーション的行為と法との関係がどのように修正されたのかを検討することで、彼の法・政治理論の基礎構造を明らかにすることを目指す。

そこで重要となるのが、従来注目されることが少ない 1980 年代の命令の位置づけを巡る論争である。当初ハーバーマスは、法に媒介された行為を「権力要求を支えとした公然の戦略的行為」である命令として理解していた。しかし、命令を戦略的行為として理解することに批判がなされ、彼自身命令とコミュニケーション的行為を厳格に区別する当初の方針を撤回するに至る。こうした論争を経て、ハーバーマスは、コミュニケーション的行為自体を二つに区別し、行為類型の更新をはかることとなる。そこにおいて、従来のコミュニケーション的行為を強い意味でのコミュニケーション的行為と位置づける一方、命令を弱い意味でのコミュニケーション的行為と捉え直す。ここに法に媒介された行為をコミュニケーション的行為とみなす余地が生じる。

ハーバーマスは、人は法に対して(コミュニケーション的行為の成果という意味で)正統なものであるから従うという態度と強制力に裏打ちされているから従うという態度の二つの仕方で応じうるとする。後者の要素、すなわち近代法における強制法という性質から、法に媒介された行為は戦略的行為とされていた。しかし、弱いコミュニケーション的行為として命令が位置付けられたことで、法に対する二つの態度をそれぞれコミュニケーション的行為として位置づけることが可能となったのである。

従来 1980 年代の理論展開は、討議倫理学の発展として捉えられることが多かった。しかし、そこで注目されてこなかった法概念理解の転換と命令の位置づけを巡る論争を併せて検討することで初めて、法に媒介された行為を適切に捉えることができる。法を社会統合の不可欠な媒体として考える以上、法に媒介された行為こそ彼の法・政治理論の基底にあり、こうした行為をコミュニケーション的行為として捉えることを可能とした理論展開こそ彼の法・政治理論の核心にあると言える。

制裁・法執行の緩和とその統制原理

永石　尚也（ 一橋大学特任講師 ）

本報告では、（統一テーマ企画とも関連する）「法的制裁・法執行の緩和」と呼べよう現象を取り扱う。

夙に、行政法学においては制裁の機能不全や法執行の欠缺・懈怠が課題として指摘されてきた。例えば、「執行の現実」「法の実行過程」への着目はもとより、義務履行確保の手段の多様化・インセンティヴアプローチ、ルールベース／プリンシプルベースの監督の調和、集団的権利保護制度研究の蓄積等も、法執行・法の実効性確保への関心の高まりを反映したものとして捉えられる。

しかし、近時はこれら欠缺・懈怠への対応という問題に加えて、執行主体・執行対象のグローバルな拡散の問題、公私をまたいだ協働の複雑化・複合化の問題、あるいは（ロボット・人工知能の進展等がもたらす）執行対象における目的性・行為性の欠如の問題等もまた生じている。これらの事態は、単に規制の潜脱（反面としての実効性の確保）の問題に留まらず、「自主規制への逃避」やコントロールポイントの事実上の拡大を招いている。その一方で、このように拡大した法的制裁・法執行もまた民主的正統化を要する以上、その統制原理の探求が模索されつつもある。

問いを定式化すれば以下の通りである。公私協働の前提としての公私区分（すなわち民主的正統化を必要とする組織と基本的人権を享受する主体との区別）を踏まえつつ、制裁・執行の弛緩・緩和現象をいかなる原理の下でコントロールするか。この問題はこれまで主として（組織法的な）公私協働論・自主規制論、そして政策法学の一部として、例えば「私化」・「波及的正統化責任」を巡って論じられてきた。本報告では、これらの研究を立法の規範理論の蓄積に接続することで、政策実施・法の実行・執行過程の統制原理を分析する。

分析に当たっての具体的題材としては、国際連携が進む経済的規制、とりわけ本邦における金商法上の諸制度の変遷（課徴金制度、金融 ADR、高頻度取引規制等）を主として取り上げる。この題材は、国家を単位とする法秩序の動揺（IT プラットフォーマー等が典型）と画一化（金融危機後の国際規制枠組の強化が典型）という、一見相反する側面をともに含む。さらに、反則調査・課徴金調査の重なりや虚偽開示民事責任の変遷に典型的に見られるように、規制対象の個人化・道具化傾向をも示す。よって、上記の問題を検討するに際し、大いに示唆に富むものと考える。

以上の背景を前提とした上で、本報告では上記原理の候補として、既存研究において検討されてきた以下の４つの候補を、それぞれ検討することに焦点を当てる。

（1）公法的統制（二重処罰・罪刑均衡、適正手続保障、権利保護枠組、比例原則等）

（2）民主的統制（参加プロセス保障、専門知統制、熟議的統制等）

（3）競争秩序維持（市場経済維持、取引ルール・信頼維持、価格形成過程自体の可視化）

（4）法の支配（法多元主義との関係、ブラックボックス化と明確性要求・無矛盾性要求）

以上を踏まえた上で、想定される反論として、保護法益の問題、ルールの境界の問題、横断的問題設定それ自体の問題を検討する。

さらに展望として、制裁・法執行の緩和としても把握できる他の諸制度（捜査・公判協力型合意制度等、刑の一部執行猶予等）についても同様の理解が可能か否かについて、若干の考察を付したい。

日米の判例から見た動物保護の法的問題と今後の課題
―「物」と「人」との狭間で―

古澤　美映（ 千葉大学特別研究員 ）

1. 本報告の背景と目的

新領域法分野として環境法は我が国でも浸透したが、動物が個体として（あるいは権利の享有主体として）の動物法は、未だ黎明期とも言い難い。一方で、視点を人間の側に移してみると、近年、インターネットを通じた動物虐待映像の増長、凶悪犯罪の前兆として、あるいはDV、少年犯罪と動物虐待との関連性などの問題が注目されてきている。これらは、問題が個人のみに帰責され得るか、動物保護の社会にとっての有益性、物言えぬが命ある存在を扱う上での人間の役割という、動物法における特殊性を物語る。

本報告は、「物」と位置付けられている動物を法的に保護する上で、動物と人間という二者からの視点の関連性を問う。日米の判例を手掛かりに、現実に即した問題の所在を明らかにし、我が国における動物の法的問題と今後の道筋を提示する試みの一部とする。つまり、動物法の周辺領域にある既存の法解釈上の論点から出発し、若干の立法論的考察にもつなげながら、解決方法を探るものである。

2. 分析

今回の報告では、主に原告適格の問題に注目する。米国の判例を基に、個体の動物を保護する目的で起こされた幾つかの判例を取り上げ、判例における理由付けがいかなるものかを明らかにする。一方で、人間の審美的損害、表現の自由・信教の自由との相克など、動物法を動かしてきた米国特有の論点を指摘することを通じそれ以外の、我が国における論点を確認する。

その上で、我が国におけるアマミノクロウサギ訴訟や、動物の愛護及び管理に関する法律違反訴訟などでの理由付けを米国における論点と比較検討する。これらを通じて、我が国において何が「物」と「人」とを分けているのか、明らかにする。

3. 考察と提言

米国では、Cass R. Sunstein 等により、英国におけるように動物保護団体のみならず、個人に動物のために訴訟を起こすという権利を認めてもよいのではという議論が行われている。いわば代理人として動物のために訴訟を起こすという制度である。本報告でもこれを動物法のありうる道筋と肯定的に捉える。

ただこれを我が国が正面切って受け止めると、いわば立法論的な展開となる。そのためには、「なぜ動物が保護されなければならないか。」ということについて積極的な理由付けを提出しなければならない。

本報告では原告適格の問題を立法として論ずる前に、「物」と「人」との狭間にある動物の判例における現状を描き出し、何が障壁になっているかを検討する。現時点では、動物が「物」の地位にありながらも保護されるべき存在であること、のみならず人間にとっても動物保護は利益があること、の二点はある意味で共有されていると考えている。本報告で動物が他の「物」とは異なる形で保護される存在であることを理由付けとともに示し、その担い手は政府か私人かという更なる問いへの架け橋とする。

＊内容に若干の変更の可能性があることを予めお断り申し上げます。

行政による死因調査の位相

折橋　洋介（ 広島大学 ）

なぜ死因を知ろうとするのか、そして調べるのか。

平成 24 年 6 月には、死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律 33 号）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律 34 号）のいわゆる死因究明等推進 2 法が制定された。そして、同年 9 月に施行された死因究明等の推進に関する法律に基づき、内閣府に死因究明等推進会議が設置され、同会議の議論を経て、平成 26 年 6 月に死因究明等推進計画が閣議決定されている。

その後、2 年の時限立法であった死因究明等の推進に関する法律は失効し、事実上の室となった内閣府死因究明等施策推進室のもとで死因究明等推進計画に定められた「当面の重点施策」等が進められている。

この重点施策には 8 項目あるが、そのうちの「法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」として都道府県にその設置が求められている死因究明等推進協議会等の展開状況を本報告における一つの素材として取り上げる。

死因を知ることの次元はさまざまにあり得るが、それが国家行政機関における場合と地方行政機関等における場合、そしてまた各都道府県によってさえも、関与の仕方から一様のものとはならないのであろうか。そしてそれは所与のものなのであろうか。

なお本報告では、死因究明等推進協議会のほか、死因究明等の推進本部を厚生労働省に設置して死因究明の主たる目的を公衆衛生の向上とする死因究明等推進基本法案、行政による事故調査制度の現状、死体解剖保存法に基づく監察医制度などにも言及する。

〈ワークショップ〉

｜Aワークショップ

動物権利論の展開

開催責任者：浅野　幸治（ 豊田工業大学 ）

ワークショップに先立って、「動物とは何か」、「権利とは何か」、「動物の基本的権利とは何か」に関して、標準的な動物権利論の理解を述べておく。権利をもつ動物とは、快苦を感じる中枢神経系を発達させた生物である。権利とは利益説に沿って構想され、基本的動物権とは、それぞれの動物種がその種として最低限の意味でまっとうに行きていくために絶対に必要不可欠なものである。具体的には、殺されない権利、傷つけられない権利、自由を奪われない権利の３つである。

そうした動物権利論の思想は、現在どのように日本に根付き、深化しているのか。それを例示するために本ワークショップでは、日本における動物権利論の最新の展開として、日本人研究者４人が報告する。

第１報告者、浅野幸治は、動物権利論にとって捕食の問題が意外に難しい問題であることを指摘する。けれども、そのことによって動物権利論が破綻するのではなくて、動物権利論の立場からこの難問になんとか説得的な回答を与えようとする。そのことを通して、動物権利論がたんに動物の権利に基づいた議論であるだけではなくして、人間の側の義務（徳性）をも前提とした議論であることを示す。

第２報告者、鬼頭葉子（長野高専）は、動物権利論を関係的正義やシティズンシップの事柄として捉え直す論法について検討する。すなわち、まず特定のコミュニティと関わりなく成立する普遍的権利と、コミュニティのメンバーであることから生じる法的・政治的権利とを区別したうえで、動物に対する扱いをコミュニティにおける正義の問題と捉える近年の議論を検証し、その可能性について考察する。

第３報告者、久保田さゆり（千葉大学）は、動物倫理の文脈において「動物の権利」を支持する哲学的・倫理学的議論が何の実現を目指すものであるのかを明確化したうえで、必ずしも「権利」という概念に訴えることなく、その実現に向けて寄与しうる哲学的・倫理学的議論の可能性を検討する。

第４報告者、三上正隆（愛知学院大学）は、「人間の利益とは独立に存在する、動物の利益それ自体は動物虐待関連犯罪の保護法益たり得るか」という問題に対して動物権利論の視角から考察を加えつつ、「法益は人間関係的有用性を有する利益に限られるのか」、さらには「法は人間のため（だけ）にあるのか」といった問いについて問題提起を行う。

特定質問者として、嶋津格（獨協大学）と青木人志（一橋大学）が、それぞれの報告に対して批評する。

法多元主義と近代アメリカ法、法思想

開催責任者： 戒能 通弘（ 同志社大学 ）

超国家的法と国家法、国家法と非国家法による法規制との共存など、法多元主義は、現代法の顕著な特徴の 1 つであるが、国家法を中心に法を捉えていたとされる近代法からも、法多元主義と呼びうる現象を抽出できないだろうか。本ワークショップでは、そのような観点より、近代アメリカ法を対象にして、第 1 報告と第 2 報告では、超国家的法と国家法の相克、第 3 報告では、国家法と非国家法の相克が検討される。

大久保優也氏（千葉商科大学）の報告では、18 世紀末から 19 世紀前半の合衆国憲法体制を巡る、「超国家的」な法の観念と、「国家法」の観念の相克を検討する。近年の様々な研究では、草創期の合衆国憲法体制には、植民地時代の「帝国」の法構造の思想的影響が存在し、また、アメリカを国際的な経済秩序に組み込むべく、「超国家的」な法としての性格の付与が試みられていたことが明らかにされている。他方で、同時代には、アメリカの constitution を人民主権に基礎づけられた「国家法」として位置づける動きも出現していた。アメリカ法形成期の法学体系書や、憲法を巡る論争において、「超国家的な法」としての constitution の観念、「国家法」としての constitution の観念がいかに相克し、その正統性が示されていたのか明らかにする。

清水潤会員（白鴎大学）の報告では、英米を通して慣習的に妥当するとみなされたコモン・ローと、政治的主権によって作られる制定法との衝突、その憲法的含意を、19 世紀後期から 20 世紀初頭のアメリカの法思想を題材として検討する。19 世紀後期においては、コモン・ローを古来の民族の慣習法とする法思想が支配的であった。かかる立場からは、イングランド人とアメリカ人は同一の民族であり、それゆえに同一の法（コモン・ロー）を有していると考えられた。かかる伝統的なコモン・ローの秩序が、実際には資本家階級の利益に資するものでしかないと批判し、制定法によるコモン・ロー秩序の改変を訴えたのが、当時の革新主義者たちであった。ここには、正統性原理を異とする法源が併存する中で、国家主権を超えて妥当するある種の国際的な慣習法＝コモン・ローを重視する法構想と、政治的主権ごとに民主制を通じて作成される国家的な法を重視する法構想の対立があった。

椎名智彦会員（青森中央学院大学）の報告では、形式法と実質的正義との間に存在する相克を調停するための装置として、陪審の意義を再考する。陪審は、オフィシャルな法と、非法律家の法感情とが、相互に異質な規範秩序とみなしうる程度に乖離するような例外的状況において、独特の役割を期待されてきた。例えば、裁判官の説示を意図的に相対化して無罪評決を出す、いわゆる「陪審による法無視」は、形式法に一時的な譲歩を迫りつつ、実質的正義との共存を図ろうとする場面であると見うる。また、陪審によるインプットを通じて、商事法を取引実務にキャッチアップさせようとした統一商事法典の商事陪審構想（ルウェリン）もまた、異質な規範秩序間の接続を期待されたものであったと見うる。

なお、本ワークショップの冒頭では、司会者（戒能通弘会員）が、企画の趣旨を説明するとともに、リアリズム法学が多元主義に即した法理論であったという、近年注目されていて、本ワークショップにも示唆を与えるであろうハノック・ダガンの研究を紹介する。また、勝田卓也氏（大阪市立大学）に、現代アメリカ法研究の観点から、3 つの報告で示された論点についてコメントしていただく。

参考文献：戒能通弘編『法の支配のヒストリー』（ナカニシヤ出版、2018 年）

｜Ｃワークショップ

移民正義論の今日的課題――移民の社会統合と「デモス」の範囲

開催責任者： 横濱竜也（ 静岡大学 ）

本ワークショップは、移民問題の現状を確認し、その法哲学・政治哲学上の含意を明らかにすることで、移民正義論を深化させることを企図するものである。

移民をいかに受入れるべきか、いかなる移民規制が正当化されるかを探究する移民正義論では、受入国による裁量的移民規制を斥けるべきとする開放国境論(Open Border Theory)、これを採るか否かが、論争の一焦点を形成している。開放国境論は、移動の自由を、国民であるか否かを問わず保障されるべき普遍的人権の一つとして捉え、国家が移民規制によりこの人権を制約することが許されるのは、他の普遍的人権が優越する場合のみだと説く（Joseph Carens, *The Ethics of Immigration*,Oxford U.P., 2015, Ch.11)。

他方、開放国境論を批判する側の多くは、普遍的人権保障に還元できない価値を国家のメンバーシップに見出し、それに基づいて受入国の裁量的移民規制を正当化しようとする。例えば、Ｄ・ミラーは、国家のメンバーシップを、異なる価値観を持つ者が、政治的決定を尊重し、互いの利益や権利を配慮する理由を構成する、共通のアイデンティティの基盤と捉える。そして裁量的移民規制を認めることは、国民が自国のメンバーシップを他国民に干渉されずに形成し維持していく政治的自律にとって肝心要だとする(David Miller, *Strangers in Our Midst*, Harvard U.P., 2016)。

開放国境論の正否を明らかにすることを含め、移民正義論を深化させていくためには、まず移民問題の実情を踏まえることが欠かせない。本ワークショップでは、まず西山報告「アメリカにおける移民の社会統合をめぐる政治」において、移民問題の今日的状況を示す一事例として、アメリカにおける移民の社会統合、また移民集団を含めた民主的政治過程のありようなどを扱い、移民正義論が応答すべき問題群を示す。

次いで西山報告の問題提起を受ける形で、二つの切り口で、移民正義論の再検討を行う。横濱報告「移民の社会的包摂の規範理論へ向けて――平等論の再検討を通して」では、移民の社会統合問題へ応答すべく、平等論上の議論蓄積を参照しつつ自説を展開する。とくに移民の「社会的排除」（労働、教育、居住、健康、社会サービスなどへのアクセスの欠如）への望ましい対応のあり方を、Ａ・センのケイパビリティ・アプローチやＥ・アンダーソンらの関係的平等主義を批判的に検討しつつ示す。さらに井上報告「移民とデモクラシー――移民の投票権をめぐって」では、「デモス」の範囲を含めたデモクラシーの正当化を、Ｄ・エストランドやＮ・コロドニー、Ｒ・グディンなどの議論の批判的検討を踏まえて試み、移民正義の構想へとつなげる。

３つの報告ののち、報告者相互の短いコメントをはさんで、議論をフロアに開きたい。

〈統一テーマ報告〉

午前の部

統一テーマ企画「法多元主義―グローバル化の中の法」提題趣旨

浅野　有紀（ 同志社大学 ）

１．法多元主義の現状

グローバル化は、国境を越えた活動を促進する。従来は国境の枠内で考えられていた問題の多くが、国境を超えた要素を持つに至っている。環境、経済、雇用、犯罪、インターネット、様々な科学技術などが、国境を越えて人々の生活に影響を及ぼすようになっている。

このように、人々の活動や生活の状況が変化する時、法もまたその姿を変化させるのではないだろうか。社会の変化は、法の変化を促す。それでは、グローバル化は法にどのような変化をもたらす可能性があるのだろうか。

グローバル化における法の変容を描写するための理論として、法多元主義が挙げられる。法多元主義は、法を国家法と非国家法の併存という視点から分析し、両者を包含可能な法理論を探究する。もともとは、中世におけるカノン法や商人法などの非国家法の在り方に関する法思想史的考察や、植民地における宗主国法と固有法の関係の分析として論じられてきた法多元主義は、グローバル化に伴う国家の役割の限界及び変化に対応する理論として、近年注目されている。グローバル化は、特定の土地とは関連しない活動領域において形成される非国家法の余地を増大させている。商取引にかかわるレークス・メルカトーリアや、国際金融における自主規制、戦争や災害による傷病者救護活動に関わる赤十字や国境なき医師団の組織・活動規定、インターネットのドメインと IP アドレスを管理する ICANN の規定するルール、国際オリンピック委員会の組織・活動規定に代表されるスポーツ法、環境マネージメントに関する ISO14000 の国際規格や、遺伝子治療に関する UNESCO の「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」、世界医師会のヘルシンキ宣言などの、枚挙にいとまのない非国家法（の例とされるもの）が、国家法の適用範囲外で、また国家法と併存しつつ、また国家法に組み込まれながら、その存在感を強めている。また、これらの法が適用される制度として、様々な仲裁機構や自主的紛争解決手続きも存在するに至っている。

２．大会の構成

法多元主義における非国家法の理論は、多様な観点から論じられる。まず、非国家法の基礎を私的自治や、何らかの形の合意や自主規制に求める観点がある。私法や経済の分野ではこのような非国家的規範がグローバルに展開しつつある。次に、法の非国家法化の起源を、従来から展開している法の行政化に見出そうとする観点がある。専門知識や技術的な問題処理技法に基づき、民主的議会による討議とは異なったルートで人々の行為規範が形成される事態がグローバルに拡がっている。法の普遍的基礎とみなされることもある人権についても、その非国家性が指摘され得る。また、法の多元的併存を扱ってきた国際私法においては、非国家法の登場による議論の再構成がみられる。そして何よりも、こうした国家法と非国家法の混在の実態を、従来、統一的で階層的な国家法を中心に論じてきた法理論がどのように受け止めるか、そもそも法とは何かと問う法哲学の観点がある。大会においては、各分野の多彩な論者を迎え、法哲学の舞台で大いに議論を交えたい。

行政法学からみた法多元主義

原田　大樹（ 京都大学 ）

公法学，とりわけ行政法学においては，法律による行政の原理や民主的な統治構造との関連で，憲法典による授権にこだわる「規範の段階構造」が議論の基調として存在し，地方公共団体の条例も含めて，憲法典を頂点とする階層的な法規範が前提とされてきた。しかし，行政法学は以前から，通達に代表される行政規則がもつ行政実務上の意義や，通達を適用することによる権利救済の可能性に着目して，行政規則の法規範性を（部分的に）肯定している。さらに，科学技術分野を中心に，民間の学協会が策定した技術基準を行政上の決定に用いたり，民間の自主規制団体が策定する基準が行政法上一定の意味を持ったりする現象も広く見られる。社会問題のグローバル化に対応して法規範の定立やエンフォースメントの過程もグローバル化する法現象を扱う「政策実現過程のグローバル化」は，こうした行政法学の関心の拡大傾向を延長して，民間レベルを含む国際的な諸基準の国内行政法上の意義を分析するとともに，これに対する法的統制を検討する場を設定するものである。具体的には，地球環境法・国際金融市場規制法・原子力法・国際租税法・国際投資保護法などが参照領域として議論され，法源の多様性とこれに対する公法学からの対応可能性が模索されている。

伝統的な法学的方法に基づく行政法学においては，こうした行政規則や民間の諸規範は法的には「無」とされていた。しかし，法の実現の側面に関心を持つ近時の行政法学（制度設計論としての行政法学）は，法の現実的・具体的な意義の分析を促進する観点から，行政学・法社会学の知見も活用しつつ，こうした諸現象に積極的に取り組んでいる。もっとも，民主政的な授権を経ない法規範あるいは非国家法を学問的にどう位置付けるかをめぐっては，必ずしも定見を見ない状況にある。法規範の民主政的な正統化を重視するオーソドックスな見解は，これらの諸規範を選択的に国家法体系に取り込むことを志向する。その際には，規範の正統性・正当性・実効性が強く意識され，行政裁量論や不確定法概念の解釈の問題としてこれらの法規範の内容を受容あるいは参照する作業がなされる。これに対して，法規範の正統性を国家の民主政に還元しないアプローチとして，夙に 1990 年代には狭域の自律的な法規範を念頭に置く都市法論が提起されており，近時は，政策分野ごとに分立したグローバル行政空間における一定の共通ルールを構想するグローバル行政法論が提示されている。さらに，FinTech のように国家法による問題の制御が困難な法領域において，新たな規律モデルを模索する動きも見られる。本報告は，従来行政法学において必ずしも正面から取り扱われてこなかった法多元主義的な見方が，こうした新たな状況に対してどの程度の有効性を持つものか，またそれが従来の行政法学の諸概念や理論状況に対してどのようなインパクトを与えるものかを素描することで，他の法分野との議論を促進させる土俵を設定し，法多元主義の一般論の展開に資する素材を提供することを目指すものである。

グローバル・ガバナンスにおける多元的な秩序形成の在り方とその意義
原田報告へのコメント

松尾　陽（ 名古屋大学 ）

伝統的な国家法や国際法の形式とは異なる形で、多様な規制が生成し、また、それらを生成する場も多様化している。かかるグローバルな秩序形成においては、確固とした政治制度が存在するわけではない。この問題は、グローバルなガバナンスの実像は何かという問題を超えて、果たして近代国家とは何なのか（何だったのか）という問題にまで関わっていく。本コメントでは、原田報告を前提として、後者の問題も反省的に捉えつつ、グローバルな状況での多元的な秩序形成とその場の問題を分析するための一つの道を示したい。

まずは、分析の視座としての「規制」の多様性を把握しておく必要がある。グローバルなガバナンスにおいては、物理的暴力の正統な独占という観点では、その秩序を把握できない。お金、情報、技術、競争原理、国際世論といった多様なコントロールのツールを視野に収める必要がある。そして、規制規準の設定、モニタリング、エンフォースメントも一つの機関が担っているわけではないことを確認しておく必要がある。こうしたことを整理しておくことが、多元的な秩序形成（とその場）の分析の前提となる。

次に、多元的な秩序形成を事実として認めざるを得ないとしても、それらを規範的に評価できるのかを検討しておく必要がある。規範的に評価するために、問題を、価値多元主義か否か、秩序形成における科学技術的な知をどのように捉えられるのか、多元的な秩序形成は効率的か否か、多元主義は権力抑制に資するのではないかなどといった様々な軸に分けていく必要がある。(法・政治) 多元主義の議論を読み解きながら、簡単に整理する。こうした整理により、多元主義には良い面と悪い面があるという至極当たり前の事実を再確認する。

次に、多元的な秩序形成をどのように規範的に評価するにしても、また、多元性の完全な棲み分けが不可能である以上、それらの多元性を調停する場がどのようにあるのかを確認しておく必要がある。単なるパワー・バランスで決定されることもあるだろうが、しかし、実際には、さまざまな形で「調停」がなされている。さまざまな第三者組織の形成、伝統的な国家機関におけるそれらの組織の判断の尊重といった形である(Cf. Mireille Delmas-Marty の「秩序づけられた多元主義」論)。権力性・法の支配（手続的正義）・民意の反映などの観点から、これらの調停の在り方を評価する必要がある。

以上のように形成された視座をもとにしいて、いくつかの事例・組織（予定としては、ICANN、FATF）を取り上げることで、問題の具体的な所在を示しておきたい。具体的な事例によっては、その実態は、多元主義というよりも、伝統的な国家が国際的な「世論」をバックにしてそのコントロールの在り方を強めているだけと評価できなくもないことを示す。

私法・金融法における法多元主義

小塚　荘一郎（ 学習院大学 ）

私法の研究者の中には、欧州を中心として、歴史上の lex mercatoria（商人法）に郷愁のような肯定的評価を示す者が少なくない。そのためか、ユニドロワ（私法統一国際協会）において各国の法律家が策定した「国際商事契約原則」も、新時代の lex mercatoria などと称されている。そこには、主権国家の成立に先行して私法が存在したという歴史を背景に、私法の自律性に対する自負が、国家法とは異なる多元的な法秩序に対する積極的な評価として顕れているようである。

しかし、現実には、グローバルな商取引に関して国家法とは異なる規範が支配する場面を見ると、また違った意味での自律性が、さまざまに観察される。第一に、企業から見ると国家による規制が不合理に映る場合があり、それを回避する目的で、私的な規範が構築される場面がある。航空機ファイナンスなどを対象に、資産担保金融を促進するために効率的と考えられる担保法ルールを条約化したケープタウン条約は、その最たる例と言えよう。手続法の規範としては、国家を商取引の当事者とする場合に、国内裁判所を回避して専門性と公正性を確保した投資紛争仲裁などが、この類型に属する。

第二に、国家の側が、専門性の高い分野において実務界の知見を利用する目的で、国家法とは異なる形式の規範を採択したり、支援したりする場面がある。消費者法の分野で提唱された共同規制(co-regulation)は、情報通信分野では標準的な規制の手法となりつつあり、コーポレートガバナンスの領域では、実定法としての会社法よりもコーポレートガバナンス・コードによる自律的な規制が公開会社のガバナンスのあり方を決め、それが市場ごとに比較されて競争し合うようになった。

第三に、高度な技術が支配する領域では、そもそも、国家法や、それを背景とした契約秩序が及ばないところで、技術規格による権利や利益の制約が日常的になっている。レッシグが、「コード」の概念によってインターネット上の著作権が技術的に規制されるさまを描き出した際には、経済的に大きな力を持つ主体が、法律上で保障されているはずの権利を書き換えているという問題意識が抱かれていた。しかし、それから十数年を経て、仮想通貨コミュニティは、通貨高権に服さない「通貨」を技術規格によって作り出し、国家法の規制と対峙しようとするかのごとくである。

このように、グローバルな商取引の中で、非国家的規範はさまざまな位相を見せている。それは、私法を取り込んで一元的な法秩序を構築したはずの近代法が綻びを見せ、私法の自律性が再び顔を出したもののようにも見えるが、現代的な状況の出現に対して、近代法を補完する秩序が形成されているとも考えられる。本報告では、こうした点について、実定法学の立場から問題を提起したい。

「法多元主義」における私的規範生成の在り方

― 小塚報告へのコメント ―

山田　八千子（ 中央大学 ）

本コメントでは，広い意味でのリバタリアニズムの立場から，「法多元主義」における私的規範生成の在り方を検討することを試みる。

仮に「法多元主義」とは，一定の領域において事実上影響力を有する規範が国家法以外に多元的に存在している状況を指すのであれば，私法のような私的規範の領域においては，こうした状況は，一見，極めて当たり前のことを記述したに過ぎないともいえる。市場における取引では，いわゆる国家法以外に，影響力を有する規範が存在していて，これらの規範に従って取引がおこなわれることは，むしろ一般的なことだからである。

本統一テーマにおいて言及される，商取引にかかわる商人法としてのレックス・メルカトーリアは，国民国家誕生以前の中世において地中海貿易の中で発達してきた商人間で自生的な自治的規範であり，商慣習・国際取引法の原型ともいわれる。このレックス・メルカトーリアは，あらゆる個人の自由を尊重するリバタリアニズムの中で最も純化した立場である市場無政府主義の論者たちにとって，一種の理想的な「法」としても扱われている。では，現代における「法多元主義」も又，市場無政府主義のみならず，市場無政府主義より穏健な最小国家論リバタリアニズムあるいはクラシカル・リベラリズムにとって，私的規範生成のあり方として，望ましい立場となるのだろうか。この回答は，中世のレックス・メルカトーリアを歓迎したような単純な内容にはならないだろう。その理由は，直ぐに想起されるような，国家を超えるような巨大な経済的権力の存在だけにあるわけではない。むしろ，「国家による包括的な統治機構」が成立した以前と以降では，「法多元主義」の様相が異なってしまうことに目を向けなければならないだろう。

国家法としての形式を有さない私的規範についてさえ，それが国家の存在している状況下で生成された以上，国家法あるいは国家との関わりを何らかの形で有するのが自然であり，特定の国家群がその私的規範の生成にとって強い影響力を有する場合もありうる。そうした場合に，私的規範生成の正統化根拠は問うべきなのか，問うべきとしたら，それは何か。また，取引形態や仕組みが高度に専門化された複雑化されている領域における私的規範生成は，中世のレックス・メルカトーリアのような自生的な秩序の成立をまつのではなく，むしろ何らかの統一した組織の設計的意図に導かれる生成ルートを辿るのが一般的であろう。一定の権益にコミットしている設計者による生成は，統一性と引換えに，成る法としての私的規範生成において重要であった何かを失わせはしないのか。

こうした視点から，小塚報告で扱われる国際商取引における多種多様な「非国家法」を素材とし，「法多元主義」における私的規範生成の在り方について，私法の領域における法定立の正統化条件としての「法の支配」原理との関係にも触れつつ，扱う予定である。

法多元主義という問い―国際法からの眺め

郭　舜（ 早稲田大学 ）

本報告は、法多元主義の挑戦をいかなるものとして受け止めるべきか、国際法（学）の観点から論ずることを目的とする。法多元主義に共通して見られるのは、既存の法観念が狭すぎることに対する批判的な態度である。しかし、そこにはいくつかの重なり合いつつも異なる視角が含まれており、考察を始めるためにはまずそれらを区別することが必要である。具体的には、既存の法観念の前提をなすものとして法多元主義の批判対象となっている立場は、自己完結的国内法理解（Berman）、国家法中心主義（Tamanaha、Twining）、グローバル立憲主義（Krisch）、裁判中心的法理解（Tamanaha）に大別することができる。そして、これらの批判を通じて法多元主義が目指すのは、法による人間行動の規律のより適切な記述であると考えられる。

しかし、法多元主義に対しては次のような疑問がありうる。まず、そこで前提とされている法とは何か。例えばTamanahaは、社会における「law」としての集合的承認を基準とするが、解明されるべきが名辞ではなくその指示対象である以上、これは答えにならない。また、法多元主義はリアリズム法学の二番煎じではないのかという疑問もある。国家法以外のさまざまな事実的・規範的要因が裁判官の法的判断や市民の行動に影響を与えているというのは事実かもしれないが、行為の因果的説明と正当化とは区別されねばならない。そしてさらに重大な疑問として、法多元主義は有益なのか。法哲学者が悪法問題をめぐって論争を繰り広げてきたのは、それが国家的強制と関わるからである。国家的強制と結びつかないのであれば、非国家法を視野に入れることがどこまで有益かは自明ではない。

では、国際法を念頭に置いた場合はどうか。国際法は単一の国家・政府によって支えられているのではないという意味では、非国家法と似ている。国際法における法と非法（礼譲や道徳）の境界は、国家法か否かではなく（ハートの表現を借りれば）第二次規則によって構成される一定の制度との結びつきの有無（例えば義務違反と法的責任との結びつき）によって引かれる。また、国際法は単一の国家の強制力を背景としていないが、だからといって強制が存在していない、あるいは道徳的正当化が不要であると決めつけることはできない。もちろん、国際法が法であるか否かは論争的だが、国際法の法的性格を一概に否定することはもはやできない。とりわけヨーロッパにおいて各国の国内法が何であるかは、欧州司法裁判所や欧州人権裁判所で適用される法を参照せずには答えられないのである（もっとも、国際法を非国家法と見なしてよいか否かは検討を要する）。

以上の点を踏まえるならば、法多元主義が突きつけるのは、なぜ国家法こそが重要だと考えるのかという問いである。西洋近代国内社会を範型とし、集権化された国家の強制力行使と分かち難く結びついたものとして法を捉える前提には、そこにしか正当化を必要とする強制がないという根拠なき思い込みがあるのではないか。この疑念は、相対的に自律的な体系性を有するものとしての法、裁判において標準となるものとしての法という理解にも向けられる。とはいえ、非国家法とされるものがすべて法に含まれるべきだというのは行きすぎだろう。あるものを法と呼ぶことの裏には、公共的正当化の必要性が意識されているように思われる。「なぜそれを法と呼ぶのか（呼ばないのか）」という法多元主義からの問いかけは、ここに帰着する。

法多元主義と国際人権保障（国際人権法からのコメント）

ー人権保障における多元的・非階層的・循環的システム構築の可能性ー

江島　晶子（ 明治大学 ）

本報告の目的は、2018 年度学術大会のテーマ「法多元主義―グローバル化の中の法」の下で、グローバル化時代における法の諸相の一つとして、国際人権保障の実情を紹介し、「多元性」の可能性を人権保障の実効性という観点から分析することである。

国際人権保障は、20 世紀前半の大規模な人権侵害を契機として、人権は国内問題ではなく、国際社会の問題であるという転換を生じさせた点で重要である。それまでは、国家主権の名の下に、ある国の人権問題について他国が批判を行うことは「内政干渉」として許されないと考えられていたのが、国家や個人が国家による人権侵害を国際機関に対して問題提起できるようになったことは画期的である。

しかし、それが実際上は何を意味するのか、国際社会の問題となることによって国内に留め置かれていたときよりも、いかなる点で人権保障に資するのかは、実証的検討が必要である。人権の実現を国家だけではなく、国際社会が担うといっても、実際に誰がどのように担うのかという制度構築の問題はもとより、新たに設けた制度が既存の制度とどのような関係になるのかという問題も重要である。とりわけ、先行する国内制度はすでに実践と理論を有しているだけに、場合によっては、無視・衝突・機能不全という事態も生じうる。批准した人権条約の内容について各締約国が同様の理解をしているのかも、実施レベルで問われるべき問題である。他方、国際社会の問題となることが、問題の解決の契機や糸口となる例も存在しており、国際人権保障には人権の実現という観点から評価できる側面もある。すなわち、現時点で蓄積された人権実施に関する実践を検証すべき段階にあり、かつ、その際に「多元性」は人権保障の実効性の促進という点から注目できる。

本報告では、条約の内容および実施という二つの局面において存在する多元性を描出し、問題点を析出した上、人権保障の実効性を上げるためには、実施の局面における「**多元性・非階層性・循環性**」が鍵を握っていることを幾つか具体的な事例を検証しながら明らかにする予定である。すなわち、人権条約の実施において、国際機関および国内機関（国内の統治機関）の関係性をどのようにとらえるべきか、そして、新たに影響力を増しつつある非国家機関（NGO、企業等）の存在をどのようにとらえるべきか、一定の実践の蓄積を踏まえて検討したい。具体例としては、国連の国際人権条約における国家報告制度、個人通報制度、特別報告官による国別調査・テーマ別調査、人権理事会の Universal Periodic Review、地域的人権条約（ヨーロッパ人権条約が中心）における実施システム（ヨーロッパ人権裁判所、ヨーロッパ閣僚委員会等）を取り上げる。

グローバル法多元主義と「法の衝突」の問題（仮）

近藤　圭介（ 京都大学 ）

近年におけるグローバル化の進展は、社会秩序の形成をめぐる様々なアクターの活動を活発にし、その結果として国家の相対的な地位の低下を招来することとなった。それとともに、法学の世界においては、国家にその起源を持たない、「非国家法 non-state law」と呼ばれる現象が俄かに注目を集めている。

このようなグローバル化に起因する非国家法への注目度の高まりに合わせて、法哲学の研究は、これまで法社会学や法人類学の文脈において展開されてきた「法多元主義 legal pluralism」と呼ばれる理論を取り込むかたちで、国家法を意識的または無意識的に理論構築の中心に置くことで生じていた法の単一性という従来の想定を取り除き、法の複数性とその相互関係を自覚的に取り扱うという方向で進展してきている。そして、この方向での議論の進展は、現在のところ、制度性や規範性といった法に固有であるとされる諸特徴の分析という文脈において、とりわけ顕著に見られるところである。

本報告は、この方向での研究の進展を、これまでは余り検討されてこなかった「法的推論 legal reasoning」にまで拡張することを試みる。すなわち、法多元主義の着想を受け入れて、法的推論の構造をめぐる従来の法哲学上の考察を再検討し、それを修正する新しい枠組みを提示することが本報告の主たる目的である。

これまで法的推論は、やはり法の単一性を前提に、ある法体系の構成要素とされる法源から解釈を通じて得られた規範が事実に適用されることで結論が得られるという構造を持つと理解されてきた。しかし、法多元主義の観点からすれば、グローバルな法の複数性という状況の下では、複数の法体系が同一の事実に対して、ときに衝突する内容を含むような法源を重畳的に与えるという事態への対応が、法的推論の重要な問題として取り扱われるべきことになる。そこで本報告は、このような事態への対応を適切に射程に収めた枠組み、いわば「関係的な relational」法的推論のモデルを提案する。

もちろん、このモデルをめぐっては、そもそも、このような法的推論の主体となる法適用者は、自らが属する法体系の与える規律を適用するのが通常であるところ、その外部から与えられた規律をなぜ考慮に入れるべきか、またどこまで考慮に入れるべきか、といった問いが生じるであろう。本報告は、これら関係的な法的推論の前提に関わる諸問題についてもまた、若干ながら考察を加える予定である。

近藤圭介先生のご報告に対するコメント

西谷　祐子（ 京都大学 ）

国際私法は，複数の法と関係する法律関係について，基準となる法を選び出し，「法の抵触」を解決する。歴史的には，「法の抵触」が部族法同士で属人的に生じた時代もあるが，封建制下で法が土着化した後は，ユース・コムーネ並びに領邦国家及び都市法などが複層的に併存していた時代も含めて，「法の抵触」は領域法同士で生ずるようになった。そして，サヴィニーに由来する近代国際私法は，国民国家体制の下で国家法同士，しかも私法同士の抵触の解決に純化され，単位法律関係ごとに国籍や常居所等を基準とすることで，価値中立的に基準となる国家法（これを「準拠法」という）を決定する機能を果たしてきた。

しかし，グローバル化の中で，国家に集中していた立法権限には多方向から遠心力が働いている。超国家的，国際的，地域的レベルでの法規範が発展するとともに，非国家主体や私的アクターに由来する非国家法も生成しており，領域性をもたず，主体ごとに属人的に妥当する規範も出現している。それゆえ，グローバル法多元主義の下では，法を国家法の桎梏から解放し，「法の抵触」を再定義する必要がある。また，法策定及び法適用主体の拡大とともに，基準となる規範の「法的妥当」の概念も相対化されうるであろう。

これは，国際私法の機能に再考を迫るもので，「連携ルール」（von Daniels）又は「第三次ルール」（Michaels）と捉えることもできれば，新しい別の理論的基盤を構築する可能性もある。近藤報告は，グローバルな法の複数性とその相互関係を動態的に捉えることで，関係的な法的推論のモデルを提示する。本報告は，基本的にそれに賛同するもので，現代的な法現象を素材としながらその妥当性を検証することを主眼とする。具体的には，人権規範と国家法の規範階層，国家法と非国家法の対立と協働，非国家主体の自主規制（特に英米等のシャリーア法廷）などを取り上げる予定である。また，国際私法の方法論は，独禁法の域外適用と国家間協力，租税回避など公法と私法が交錯する領域においても，国家管轄権その他の規整的権威を分配するのに応用しうるもので，グローバルな秩序形成に資する可能性を秘めている。このように国際私法は，法の複数性の下で広く動態的に規範相互間の調整を図るもので，グローバル法多元主義を支える重要な役割を担うといっても過言ではないであろう。

総括コメント

長谷川　晃（ 北海道大学 ）

今日、グローバルであるとローカルであるとを問わず、様々な社会においては、これまで典型であった国家法以外に種々の<法>が形成され、互いに補い合い、あるいは競合し、衝突もすることで、法秩序全体が多面化し、多層化し、複合化している。その複雑な有り様を様々な法領域に即して把握し、そこに顕現しているダイナミズムを理解することは、各個別領域における法理論だけに止まらず、法哲学にとっても大きな課題である。それと同時に、こと法哲学にとっては、このような<法>の多元化に直面して、法的概念の有り方、法的推論や法的思考の様態、法の概念の本性、そして法的価値のあるべき姿などの長い歴史を持つ根本問題について、改めていかなる新たな論点が現れ、そしていかなる考察が求められることになるのかといった課題に応答してゆくことが求められている。

本大会の統一テーマをめぐる諸報告と個別コメントは、公法秩序の変容に伴う近代法上の諸原則の変化、国家法を超えた領域における民間法や法曹法の拡大とその位置づけ、グローバルな多元的法秩序における正統化/正当化の意義や可能性、グローバルな法多元主義において生じうる法の衝突の態様とその解決などの論点をめぐって展開される予定である。それらの議論に対する総括コメントにおいては、極めて複雑な現代の<法>の状況に係る種々の角度からの考察とそこで明かされる問題を、特に法概念論の角度から整理し、見通しをつけながら、法多元主義というテーマにおいて法哲学が引き受けるべき課題を明確にするよう努めたい。

そこではまず、様々な<法>秩序の有り様とその多面化、多層化、複合化をどのように理解し、位置づけるかということが課題となるが、しかしこのこと自体がすでに一つの法哲学的問題であり、また現に行われている種々の法学的な議論そのものが既に法哲学的なものとなっていると言える。それ故、改めて法哲学の立場から総括的なコメントを行うとするならば、種々の法学的議論における法哲学的論点やそれらの議論に関する高階のレヴェルの問題を提示し、またそれに対する答えを模索しつつ、翻ってそれらの議論に何を示唆し付与できるかということがポイントとなるであろう。このことを踏まえるならば、ここでの総括的コメントの眼目は、多様な<法>の統合可能性とその限界、多様な<法>における諸原則や規範の調和可能性とその思考様式、そして多様な<法>が<法>たることの特徴あるいは根拠といった問題の理論的意義や位相を整理し、統一テーマの下での議論を喚起することになろう。そしてその際には、現代法哲学の諸議論、すなわち法実証主義、解釈主義的法理論、あるいはＬ・フラーの法理論、システム論的法理論、あるいはポストモダン法理論などの意義といった問題から、現代正義論、人権理論、そして政治理論などの関わりといった問題まで、様々な視座や関連する議論にも関説する必要があると思われる。

許された時間の中で、これらすべての事柄について十分なコメントを行うことはできないかもしれないが、それでも、本総括コメントが本大会での議論喚起に少しでも貢献できればたいへん幸いである。

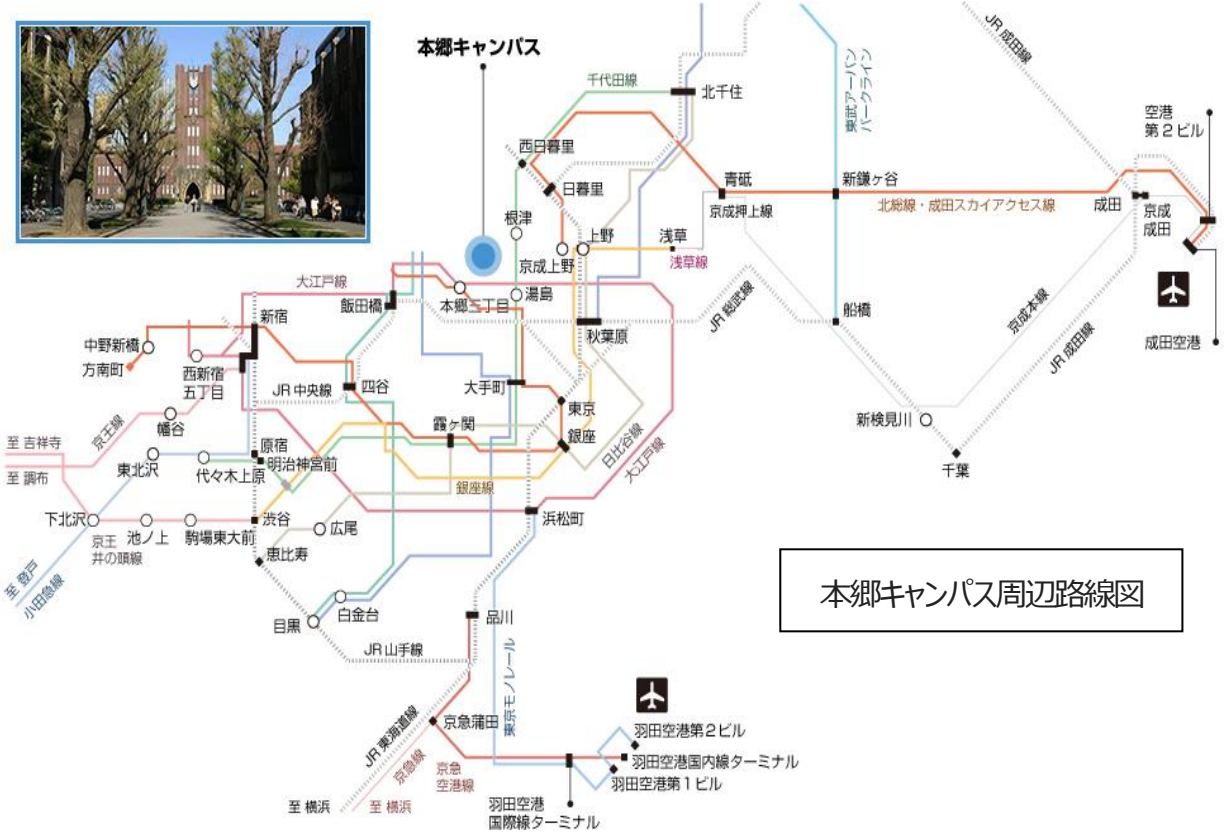

本郷キャンパス周辺路線図

本郷キャンパス　　学術大会･総会 会場：　法文１号館
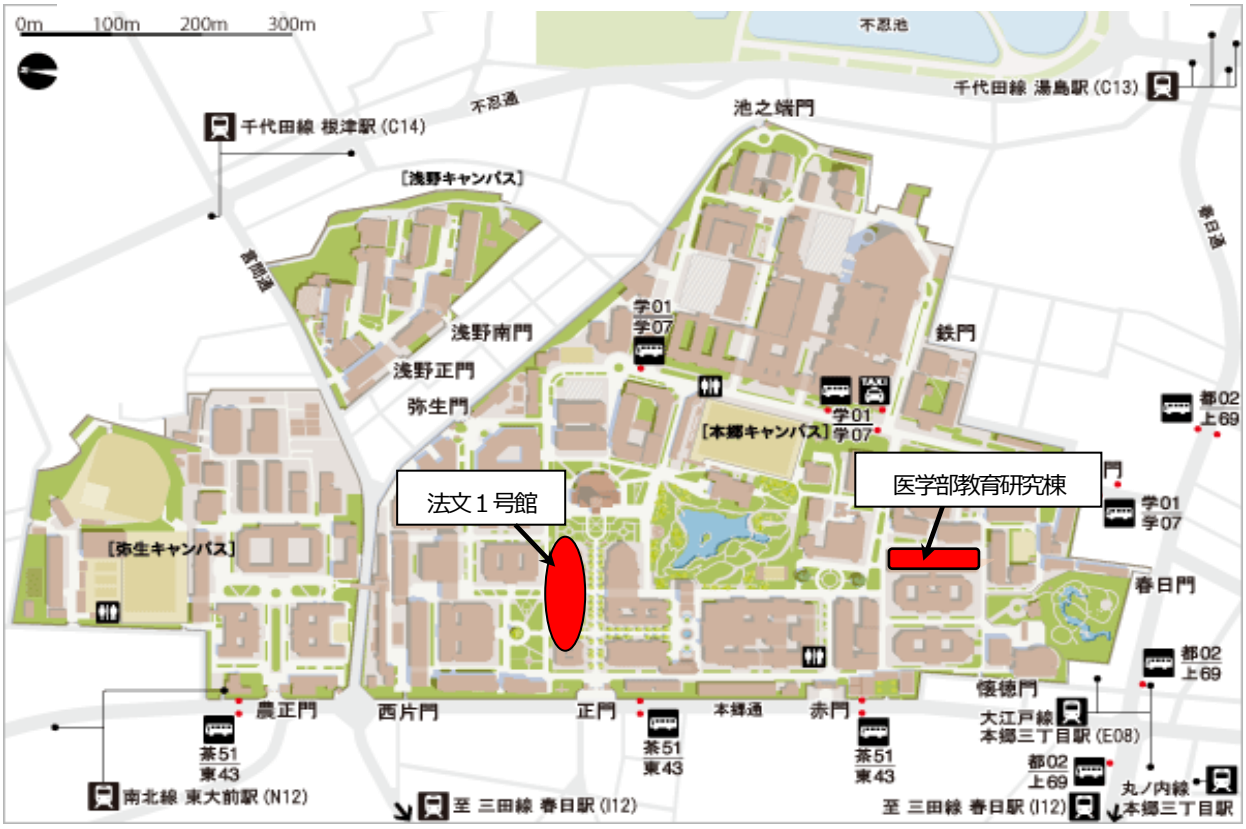
懇親会 会場：　医学部教育研究棟